

首都圏中央連絡自動車道 新利根川橋(下部工)西工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	05_設計図図面番号2、5	設計図図面番号2、5記載の工事用道路について①清水地区工事用道路、②新橋筑工事用道路における第三者の通行はないものと考えてよいでしょうか	そのとおりお考えください。
2	05_設計図図面番号334, 335, 338	本工事施工エリアを第三者が横断する市道、町道は、下記のみであると考えてよいでしょうか。 市道東1431(図334)、町道1431及び市道1437(図335)、市道1195及び市道1433(図338) その他にあれば「第三者が通行する横断道路」をすべてご教示ください。	市道東1431(図334)、町道1431及び市道1437(図335)、市道1195及び市道1433(図338)の他に、市道(東)1438号線(図340)も対象となります。